

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長野地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

## 長野厚生年金 事案 957

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年6月16日は51万円、同年12月15日は51万円及び16年6月25日は52万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月16日  
② 平成15年12月15日  
③ 平成16年6月25日

平成15年6月、同年12月及び16年6月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、記録されていないので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及びA社が保管する給与台帳により、申立人は、申立期間において、平成15年6月16日は51万円、同年12月15日は51万円及び16年6月25日は52万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出漏れを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで  
申立期間当時は美容室を営んでおり、国民年金に加入した。

結婚する前の旧姓でも国民年金保険料を納めた記憶があるにもかかわらず、未加入となっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人に対しては、二つの国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。

このうち、一つめの国民年金手帳記号番号は、上記手帳記号番号払出簿により、昭和 35 年 10 月頃 A 市において払い出された後、重複取消されていることが確認できるとともに、同市の国民年金被保険者名簿により、36 年 4 月 1 日に資格喪失したことが確認できるところ、申立人は、「36 年当時、A 市の美容室で働いていたが、どこに住民登録していたかは覚えていない。」としていることから、国民年金制度発足当時、申立人に対し、一旦同市において強制加入被保険者として国民年金手帳記号番号が払い出されたものの、申立人の住民登録が確認できなかったため、同市は強制加入被保険者の対象外と判断したと推認できる上、上記被保険者名簿において、国民年金保険料が納付された記録は確認できない。

また、二つめの国民年金手帳記号番号は、上記手帳記号番号払出簿により、昭和 40 年 1 月 12 日に A 市において払い出されていることが確認できることから、申立人はこの頃国民年金の加入手続を行ったと推認できるとともに、申立人の所持する年金手帳及び同市の被保険者名簿により、申立人は 39 年 4 月 1 日に遡って被保険者資格を取得したことが確認できる上、当該国民年金手帳記号番号及び上記一つめの国民年金手帳記号番号のほかに、申立人に対

し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、A市の被保険者名簿（二つめの国民年金手帳記号番号）の申立期間に係る納付記録欄に、「納付不要」と押印されていることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳には、A市長B氏（在任期間は昭和51年3月から平成4年3月まで）の証明印が押された「国民年金保険料納付記録」が貼付されているところ、当該納付記録はオンライン記録と一致しており、申立期間に係る保険料納付についての記載は無い。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付方法についての記憶が曖昧であるところ、保険料を納付してくれたとする母親も既に他界していることから、納付状況が不明である上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月 1 日から 41 年 9 月 1 日まで  
A社に勤務していた期間については、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金の請求及び受給の記憶は全く無いので、申立期間について、脱退手当金の支給済記録を取消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和41年11月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間（申立期間とは別番号で管理）があるが、当該期間は1か月と短く、申立人は、「短期間勤務しただけであったので、厚生年金保険の被保険者になっていることを知らなかった。平成17年に記録が見付かるまで知らなかった。」と説明している。

さらに、申立人は、申立期間の事業所を退社後、昭和46年頃まで国民年金に加入していない上、当該加入手続は親が行ったとしていることから、申立期間の事業所を退社した当時、申立人は年金制度へ継続的に加入する意思があったとは考え難い。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかには脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年2月1日から30年4月30日まで  
A社に勤務した期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、請求したことも受け取ったことも無いので、申立期間について、脱退手当金の支給済記録を取消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から7か月後の昭和30年12月15日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、昭和36年4月に国民年金に強制加入するまで厚生年金保険被保険者の履歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間があるが、未請求の被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であると考えられる。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかには脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。